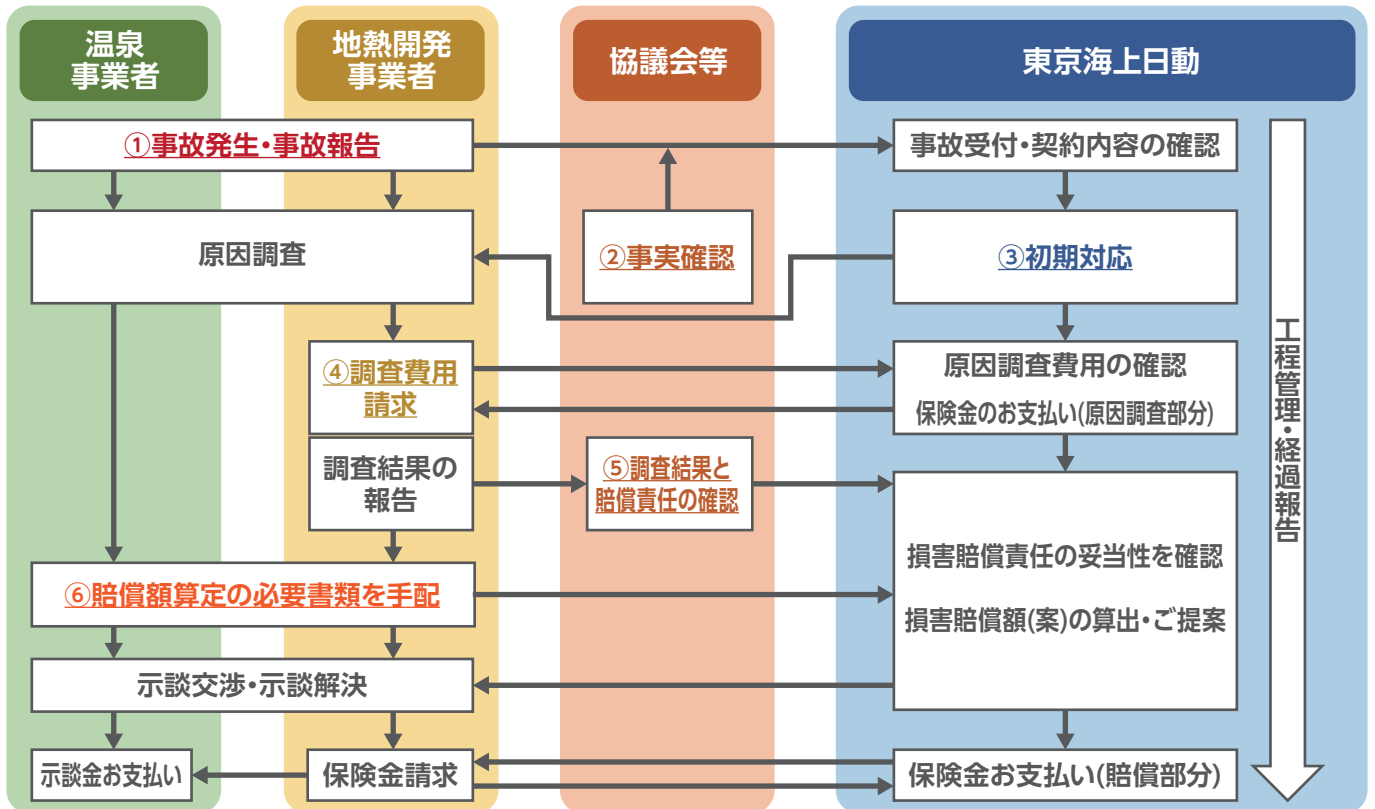


地熱発電業務賠償責任保険における事故発生から保険金お支払いまでのフロー



① 事故発生・事故報告 (温泉事業者・地熱開発事業者)

事故が発生した場合、原因調査費用を請求する際には協議会等に事実確認いただく必要がございます。

② 事実確認 (協議会等)

「温泉の湧出量の減少または泉質・温度の変化」を確認したことのわかる資料をご提出いただけます。
例) モニタリングデータ、事故事実が確認できるレポート等

③ 初期対応 (東京海上日動)

保険のお引受内容の確認、具体的な発生事実・経緯の確認、要確認事項・必要資料のご依頼などを対応いたします。

④ 調査費用の請求 (地熱開発事業者)

保険会社は次の費用をお支払いします。

- 事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の費用
- 被保険者が事故状況の調査・記録、写真撮影または事故原因の調査の目的で周辺温泉に赴くために必要な交通費・宿泊費等の費用
- 通信費
- その他aからcまでに準ずる費用

⑤ 調査結果と賠償責任の確認 (協議会等)

原因調査の結果を基に、地熱開発事業の温泉事業への影響について中立的な立場で確認していただきます。

⑥ 賠償額算定の必要書類を手配 (温泉事業者・地熱開発事業者)

損害額立証書類等をご提出いただけます。例) 営業実績確認資料等



<お問い合わせ先(引受保険会社)>
東京海上日動火災保険株式会社
グリーンビジネス本部 資源エネルギー営業第一室
(所在地)東京都千代田区大手町1-5-1
大手町ファーストスクエアWEST11F
(Mail) TMNF1711-1@tmnf.jp

<お問い合わせ先(制度運営代理店)>
共立株式会社 業務開発部
(所在地)東京都中央区日本橋2-2-16
共立日本橋ビル
(Mail) kyoritsu-chinetsu@kyoritsu-ins.co.jp

※ご連絡時には件名に「地熱保険団体制度」と記載ください。

このご案内書は、地熱発電業務賠償責任保険団体制度の概要を紹介したものです。これらに関するすべての事項を記載しているものではありません。保険の内容は、代理店または弊社までお問い合わせください。詳細につきましては、保険約款によりますが、保険金のお支払条件・ご契約手続き、その他ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約に際しては、必ず保険約款および重要事項説明書をご確認ください。